

第2期ふじみ野市スポーツ推進計画  
【パブリックコメント用】

令和5年1月

ふじみ野市



# 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	3
2	本計画におけるスポーツとは	4
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	7
5	計画の策定体制	8
第2章	スポーツを取り巻く現状と課題	11
1	スポーツを取り巻く社会動向	13
2	スポーツの視点から見る本市の現状	16
3	アンケート調査結果	21
4	第1期計画の取組状況	25
5	スポーツの視点から見る本市の課題	29
第3章	計画の基本的な考え方	31
1	将来像	33
2	施策体系	34
第4章	スポーツ推進施策	37
	基本方針1 夢のある心豊かな子どもの育成	39
	基本方針2 誰もがスポーツに親しめる機会の充実	42
	基本方針3 地域スポーツにおける人材の育成	45
	基本方針4 安全に安心して楽しめるスポーツ環境の整備	48
第5章	計画の推進体制	51
1	推進すべきこと	53
2	評価・見直し	54
資料編		55
1	策定経過	57
2	ふじみ野市スポーツ推進審議会条例	58
3	ふじみ野市スポーツ推進審議会 委員名簿	59
4	ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会設置要綱	60
5	文化・スポーツ振興条例	62



# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成27年10月1日、ふじみ野市誕生10周年を機に、文化とスポーツを通してふじみ野市のまちづくりの方向性をより明確に示すため「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」を制定しました。

条例では市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現やスポーツ活動を通して潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備、市民及び団体の連携や交流を図り、協働のまちづくりにつながるよう努めることを基本理念として掲げました。

また、基本理念を実現するために、基本施策として「環境整備及び機会の充実」「調査及び情報の提供」「人材の育成及び地域団体の支援」を掲げており、これらの施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成29年3月に「ふじみ野市スポーツ推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、「夢のある心豊かな子どもの育成」、「誰もがいつまでも親しめる生涯スポーツの推進」、「ふじみ野から未来にはばたく人材の育成」、「いつでもどこでも楽しめるスポーツ環境の整備」の4つの基本方針を定め、みんながつながるスポーツのまちの創造に取り組んできました。

国においては、平成29年3月に、スポーツ基本法の規定に基づく「第2期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な方向性が示されました。平成30年9月には「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係機関が一体となって取り組むことが期待されています。

一方で、今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「2020年東京大会」という。）をはじめ、さまざまなスポーツの競技大会やイベントの延期や中止、規模の縮小や観客の制限などの影響を与え、今後も新しい生活様式や業種ごとのガイドラインなどを踏まえた感染拡大防止対策を講じていく必要があります。

本市においては、平成30年3月に、平成30年度を初年度とする新たな市政運営の指針となる「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」（以下「ふじみ野市将来構想」という。）を策定し、全ての市民が生涯を通して、気軽にスポーツに親しみ健康づくりに取り組むことができる機会の充実や環境整備を進めるとともに、スポーツを通じた地域の交流、コミュニティづくりの推進が求められていることから、第1期計画の改定を1年間前倒しして「第2期ふじみ野市スポーツ推進計画」を策定するものとします。

## 2 本計画におけるスポーツとは

### 1 スポーツの意義

スポーツ基本法の前文には、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」と明記され、スポーツは、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとしています。スポーツを通じ、心身の健康のみならず、活力に満ちた社会の形成や交流の創出など、様々な効果が期待されます。

また、スポーツの推進により、現代社会において顕在化している各年齢層における体力の低下、青少年の健全育成の問題、高齢化の進行や生活習慣病の増加による医療費の増大、余暇時間の有効活用などといった諸課題に対応する効果を持つとともに、様々な社会的意義があります。

#### ■スポーツ基本法 前文（抜粋）

- スポーツは、世界共通の人類の文化である
- スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである
- スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである
- スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である
- スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである
- スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである



## 2 スポーツの定義

### (1) スポーツ基本法におけるスポーツの定義

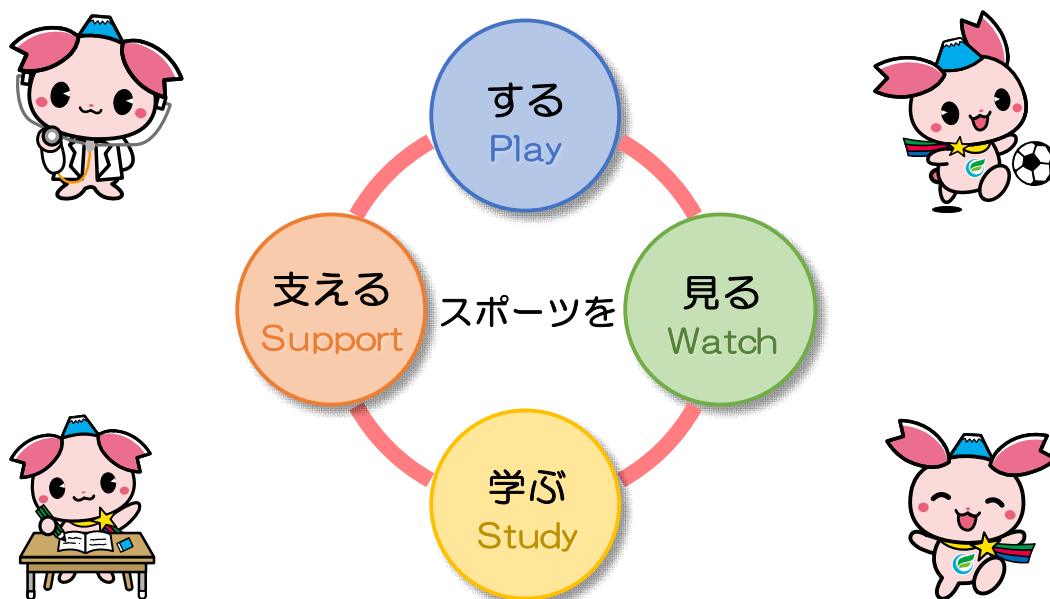
スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技、その他の身体活動である。」と定義しています。

### (2) 本計画におけるスポーツの定義

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例では、スポーツは「運動競技、レクリエーション及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのもの」と定義しています。また、スポーツの振興に当たっては、「スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする」と定めています。

そのため、本計画においては、スポーツを単に競技としてだけでなく、乳幼児期の遊びから高齢者のレクリエーション活動、日常における様々な活動など、幅広い活動として捉え、このようなスポーツ・レクリエーション活動を通じて市民の自主性や創造性を高め、活力あるふじみ野市の実現を目指します。

なお、本計画における体育は、学校で行われる運動やスポーツの授業などの「学校体育」を指し、学びの場である学校における運動や遊び等を通じてスポーツに親しむ習慣や意欲を育むとともに、基礎的運動能力の向上を目指します。



### 3 計画の位置づけ

本計画は「スポーツ基本法」第10条の規定に基づき、国が策定した「スポーツ基本計画」及び「埼玉県スポーツ推進計画」の理念を踏まえ、本市の実情に即した計画を策定します。

また、市の上位計画である「ふじみ野市将来構想」では、文化活動やスポーツ活動を推進することで、うるおいのある豊かな生活を営めるまちづくりを目指しており、関連計画を含め、整合性を図りながら施策を推進します。

#### ■関連計画との関係性



#### ■ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030（分野別計画・抜粋）

## 4 計画の期間

「ふじみ野市将来構想」では、本市の総人口がピークを迎えることが想定されている令和12年度を計画の最終年度としています。

本計画の期間は、「ふじみ野市将来構想」と連動するため、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

令和8年度までの重点取組及び指標を設定し、事業の推進を図ります。そのため、計画3年目となる令和7年度から令和8年度にかけて、事業の進捗状況及びふじみ野市将来構想を踏まえた中間見直しを行います。

第2期計画期間の最終年度である令和12年度には、社会状況等の変化を勘案するとともにふじみ野市将来構想と連動し、次期計画を策定します。

■計画期間

計画	年度	平成	…	令和								
		30	…	5	6	7	8	9	10	11	12	
ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030		<div style="background-color: #42a5f5; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 前期基本計画 平成30年度～令和5年度			<div style="background-color: #42a5f5; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 後期基本計画 令和6年度～令和12年度							
ふじみ野市 スポーツ推進計画		<div style="background-color: #f44336; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 第1期計画 平成29年度～令和4年度			<div style="background-color: #f44336; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 第2期計画 令和5年度～令和12年度							
					<div style="background-color: #ff9800; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 中間見直し				<div style="background-color: #ff9800; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 評価・策定			

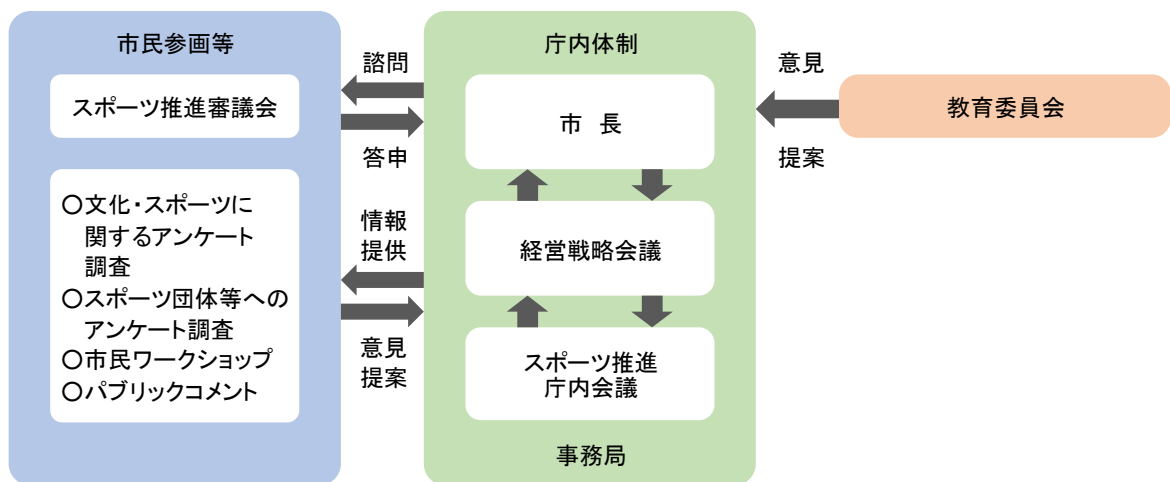
## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市内で活動しているスポーツ活動団体の代表者や学識経験者、公募による市民などで構成する「スポーツ推進審議会」において、計画の内容について審議を行いました。

また、庁内の関係部署で構成する「スポーツ推進庁内委員会」において協議、検討を行いました。

さらに、各種アンケート調査や市民ワークショップ、パブリックコメントなどを実施し、多くの市民意見の反映に努めました。

### ■策定体制のイメージ図



◇市民ワークショップの様子◇【令和4年5月21日（土）】



## ○文化・スポーツに関するアンケート調査

本調査は、市民のスポーツに関する意見・要望等を把握して、計画見直しの基礎資料とすることを目的として実施しました。

### ■調査概要

調査対象	15歳以上の市民
標本数	2,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収又はインターネットによる回答
調査期間	令和3年8月24日（火）～令和3年9月10日（金）
有効回収数／有効回収率	643人／32.2%

## ○中学校運動部活動への聞き取り調査

本調査は、令和5年度から始まる「学校部活動の地域移行」に関する内容について、事業に参加した中学生・顧問に聞き取り調査を実施しました。

### ■調査概要

調査対象	スポーツ事業に参加した中学校運動部活動の顧問・生徒
調査方法	事業等での聞き取り

## ○市民ワークショップ

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例の基本理念には、市民の豊かな自己実現及び活力ある地域社会の実現や、スポーツ活動を通して潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備、市民及び団体の連携や交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めることが掲げられています。

本計画の策定に当たっては、市民との協働の観点から、地域のスポーツに主体的に取り組んでいる市民と、ふじみ野市のスポーツ政策の課題や方向性について、ワークショップの手法を用いた検討を行いました。

## ○パブリックコメント

本計画について、市民から幅広い意見を聴取するため、令和5年1月20日から令和5年2月18日までの間、市役所、各支所及びホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。

## **第2章 スポーツを取り巻く現状と課題**





# 1 スポーツを取り巻く社会動向

## 1 国の動き

### ○第2期スポーツ基本計画の策定(平成29年3月)

平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。

この計画では、国民が『する』、『みる』、『ささえる』といった様々な形で積極的にスポーツに参画し、スポーツを楽しみ、喜びを得ることで、それぞれの人生を生き生きとしたものとすることを期待し、スポーツで「人生が変わる」、「社会を変える」、「世界とつながる」、「未来を創る」の4つの指針を立て、すべての国民に「スポーツの価値」を発信することが定められています。

### ○学習指導要領の改訂(平成29・30・31年)

平成29年に「小学校及び中学校学習指導要領」、平成30年に「高等学校学習指導要領」が改訂されました。

体育については、生涯にわたってスポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるようにする観点から、運動に対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、ささえる」に「知る」を加え、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」といった三つの資質・能力をバランスよく育てることができるように学習の過程を工夫し、充実を図ることとしています。

### ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月)

平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このガイドラインでは、①活動時間と休養日の基準に沿った適切な部活動の実施、②短時間で効果的な指導の推進、③学校単位で参加する大会の見直しのための取組を進めるとともに、教員に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進しています。

### ○障害者活躍推進プランの公表(平成31年3月)

平成31年3月に「障害者活躍推進プラン」が公表されました。

このプランでは、共生社会の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障がい者の活躍の場の拡大を図るため、平成31年1月に文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置し、同年4月に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき6つの政策プランを打ち出しました。

令和2年7月には、高等教育段階における新たな政策プランを加え、障がい者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進することとしています。

### ○ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催(令和元年9月～11月)

令和元年の9月から11月にかけて「ラグビーワールドカップ2019日本大会」が開催されました。

9回目となる本大会は、アジア初のラグビーワールドカップとして、全国12都市で開催され、埼玉県では熊谷市の熊谷ラグビー場で3試合が行われました。

### ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の公表(令和2年9月)

令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が公表されました。

この改革では、休日の部活動について、令和5年度から段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行する方針を示しており、部活動の地域移行を円滑に実施するため、令和3年度から、地域指導者やスポーツ活動を運営する団体の確保、費用負担の在り方の整理等の課題に取り組むための実践研究を全国各地域で行い、優良事例を創出していくこととしています。

### ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催(令和3年7月～9月)

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」は、令和2年1月28日に指定感染症に定められた新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となり、「東京2020オリンピック競技大会」は、令和3年7月23日から8月8日までの17日間、「東京2020パラリンピック競技大会」は令和3年8月24日から9月5日までの13日間、開催されました。

## 2 埼玉県動き

### ○埼玉県5か年計画の制定(平成29年3月)

平成29年3月に「埼玉県5か年計画ー希望・活躍・うるおいの埼玉ー」が策定されました。

この計画では、県を取り巻く社会経済状況の大きな変化に適切に対応し、将来にわたる持続的発展を実現するため、平成29年度から5年間にわたる県政運営の基本となる計画として、個別の市計画の上位に位置付け、各分野における施策を展開することとしています。

スポーツの分野については、重要推進課題として「ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの開催」が位置付けられているほか、「魅力と誇りを高める分野」の施策として「スポーツの振興」が盛り込まれています。

### ○埼玉県スポーツ推進計画の策定(平成30年3月)

平成30年3月に「埼玉県スポーツ推進計画」(平成30～34年度)が策定されました。

この計画では、これまでのスポーツ施策の推進を継承しつつ、こうしたスポーツの持つ大きな力を最大限に生かし「スポーツがつくる 活力ある埼玉」の実現を目指しています。

また、3つの基本目標である「県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉」、「スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉」、「世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉」を軸に、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことによるスポーツ参画人口の拡大をはじめ、スポーツを通じた地域の活性化、世界に羽ばたくトップアスリートの輩出などのスポーツ施策を積極的に推進することとしています。

### ○第3期埼玉県スポーツ推進計画の策定(令和5年3月)

※策定中

## 2 スポーツの視点から見る本市の現状

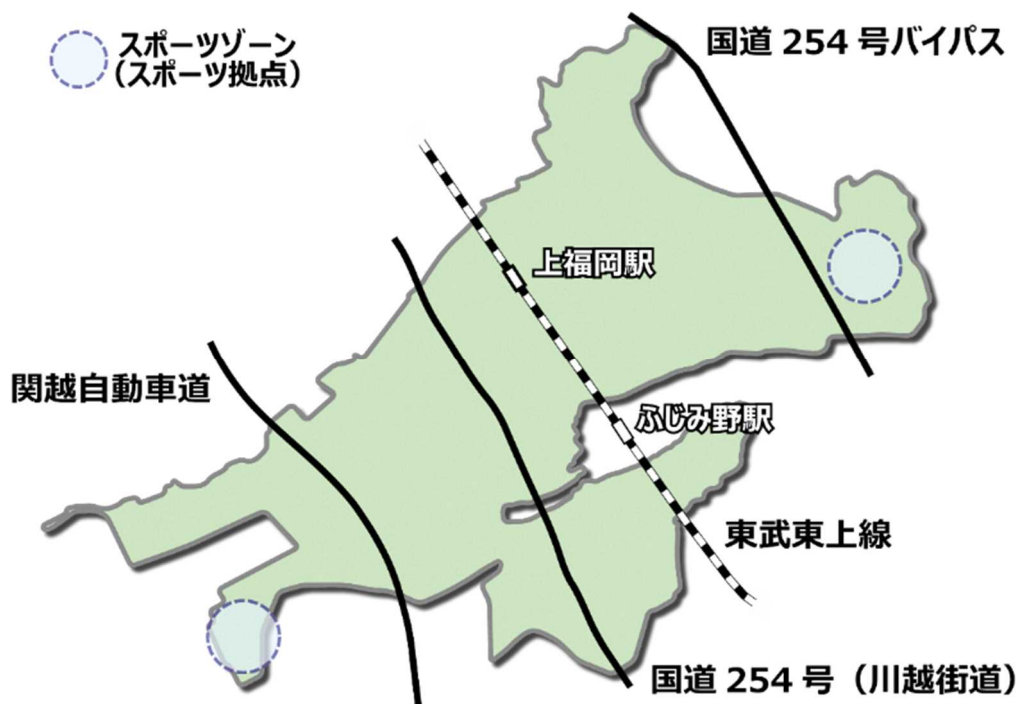
### 1 本市の概況

本市は、平成17年10月に旧上福岡市と旧大井町が合併して誕生し、東京都心から30km圏の埼玉県南西部に位置しています。市域は、東西7.5km、南北6.0km、面積14.64㎢で、武蔵野台地北部のほぼ平坦な地に位置し、荒川に向かって西から東へ緩やかに傾斜しています。

市の東部には国道254号バイパス、西部には関越自動車道、ほぼ中央には国道254号（川越街道）が、それぞれ南北に市を貫いています。また、これらの道路と並行する形で東武東上線が走っており、市内の上福岡駅や隣駅のふじみ野駅を利用し、都内への通勤通学に便利な住宅都市として、現在も人口は若年層を中心に増加傾向が続いています。

一方で、典型的な都市近郊型農業地域に見られるように、北部市境に沿って南北に新河岸川が流れており、周辺地域では水田が広がっているほか、沿岸には斜面林などの自然環境が残されています。また、権現山や大井弁天の森、武蔵野の面影を残す畑や雑木林など、緑豊かな環境が保全されています。

本市のスポーツ振興を図る上では、こうした都内への交通の利便性やコンパクトな都市機能、豊かな自然環境といった地域特性を活かしたまちづくりの視点を持った施策展開が重要になります。



## 2 人口の推移と推計

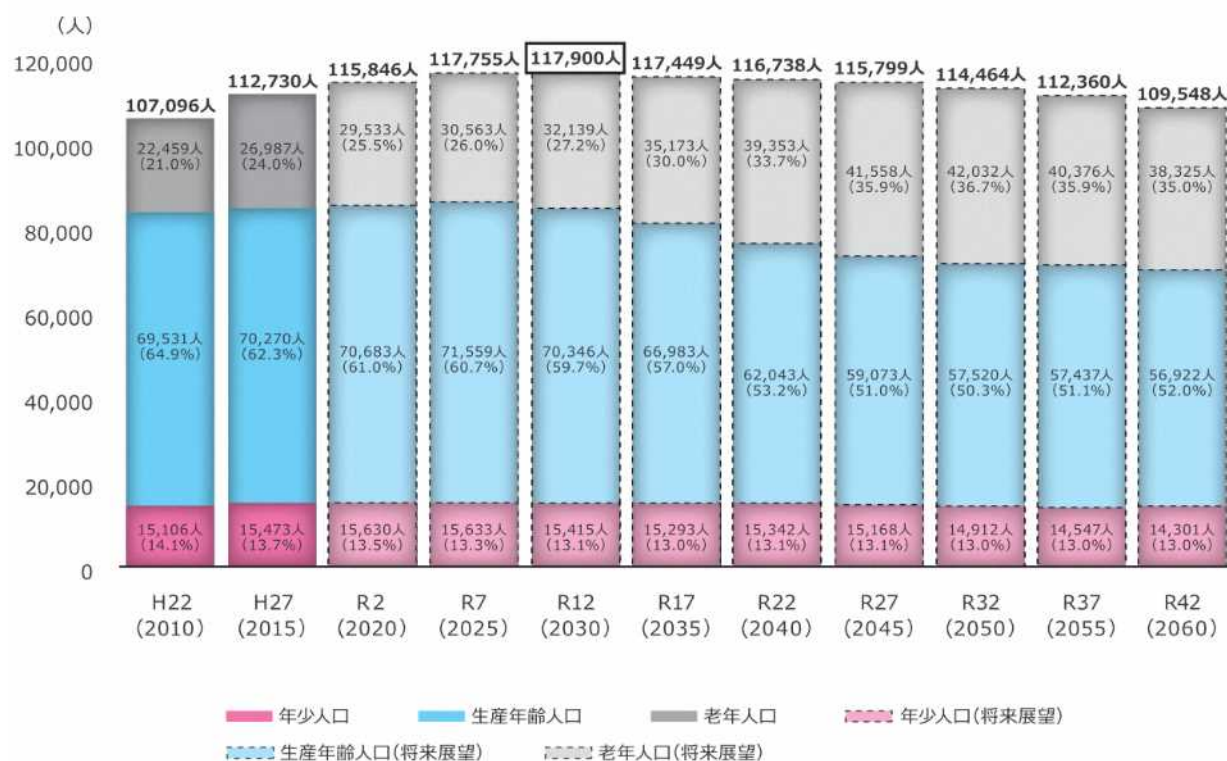
本市の総人口は近年増加していますが、ふじみ野市将来構想における将来展望によると、令和12年の117,900人をピークに減少に転じると推測されており、生産年齢人口も令和7年をピークに減少に転じるものと推測されています。

一方で、老年人口は今後も増加を続けるものと見込まれています。

このため、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりなどの人口減少の克服に向けた取組から、高齢者がいつまでも健やかに生活できる健康寿命の延伸に向けた取組まで、幅広い施策展開が重要です。

スポーツが持つ多様な価値を活かし、すべての世代が幸福で豊かな生活を実現することは、市の将来像「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を実現することにつながると言えます。

■本市の人口と人口構造



資料：ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030

### 3 小中学生の体力・運動能力

市内の各小中学生の体力・運動能力の状況は、以下の通りです。

■小学校5年生の体力・運動能力の状況

種目	男子			女子		
	ふじみ野市	埼玉県	国	ふじみ野市	埼玉県	国
握力	16.25	16.19	16.22	16.31	16.19	16.09
長座体前屈	33.38	34.56	33.49	38.42	39.40	37.92
反復横とび	42.48	42.42	40.36	40.45	40.63	38.73
20mシャトルラン	51.43	51.62	46.85	43.00	42.80	38.16
50m走	9.29	9.35	9.45	9.57	9.54	9.64
立ち幅とび	151.54	154.07	151.43	143.54	148.47	145.22
ソフトボール投げ	19.98	19.75	20.58	12.86	13.26	13.30

資料：令和3年度全国体力・運動能力調査

※上体起こしが未実施のため、合計点が算出されていません。

■中学校2年生の体力・運動能力の状況

種目	男子			女子		
	ふじみ野市	埼玉県	国	ふじみ野市	埼玉県	国
握力	28.51	29.17	28.78	23.63	24.16	23.38
上体起こし	27.98	28.15	25.89	24.94	25.05	22.22
長座体前屈	47.78	47.39	43.58	50.36	49.95	46.20
反復横とび	50.00	52.05	51.17	45.58	47.21	46.25
持久走	392.24	391.45	407.22	292.65	285.33	298.34
50m走	7.95	7.88	8.01	8.75	8.69	8.88
立ち幅とび	200.35	198.80	196.31	174.91	172.14	168.00
ソフトボール投げ	20.41	20.87	20.24	13.54	13.47	12.64
体力合計点	43.18	43.30	41.05	51.47	51.96	48.41

資料：令和3年度全国体力・運動能力調査

## 4 本市のスポーツ施設の状況

### (1) スポーツ施設等の状況

#### 配置図（スポーツ施設及び運動公園等施設）

※ 荒川運動公園、荒川第2運動公園、びん沼サッカー場は除く



## (2)スポーツ施設等の利用状況

市内のスポーツ施設等の利用状況は、以下の通りです。

### ■スポーツ施設等の利用者数の推移

(単位：

人)

施設名	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
総合体育館（アリーナ）	19,274	29,586	27,902	22,140	26,755
総合体育館（多目的室）		11,169	4,102	4,399	5,308
総合体育館（武道場）			3,053	3,621	4,072
多目的グラウンド	15,576	16,734	13,487	10,051	13,303
弓道場	2,674	5,227	5,724	3,168	4,017
テニスコート（4面）	10,175	6,309	15,021	13,983	16,471
上野台体育館	23,313	20,881	20,050	13,483	17,893
駒林体育館	14,300	12,504	11,249	11,478	15,236
聖路加テニスコート	1,616	3,487	3,535	2,337	1,265
神明前ゲートボール場	2,496	2,088	2,396	2,074	2,217
亀久保ゲートボール場	1,785	2,229	1,798	1,434	783
亀居ゲートボール場	1,106	341	453	400	499
総合体育館前グラウンド・ゴルフ場	4,635	4,196	3,317	2,262	3,422
大井グラウンド・ゴルフ場	1,406	1,126	1,249	3,249	506
荒川運動公園	19,085	19,698	10,843	10,106	16,311
荒川第2運動公園	2,843	3,641	2,521	3,325	5,529
第2運動公園（アリーナ）	-	28,904	18,863	18,416	25,616
第2運動公園（卓球場）			5,582	4,604	8,906
第2運動公園（剣道場）			2,839	3,773	7,477
第2運動公園（柔道場）			6,861	5,656	7,615
第2運動公園（多目的球場）			3,016	5,270	8,543
びん沼サッカー場	10,825	12,243	7,492	3,553	4,491
運動公園野球場	8,788	9,271	7,811	4,091	6,970
運動公園フットサルコート	-	-	4,913	10,846	14,204
運動公園テニスコート（6面）	13,693	30,442	25,050	27,922	33,197
合計	159,443	220,504	203,545	191,641	250,606

資料：ふじみ野市 文化・スポーツ振興課



# 3 アンケート調査結果

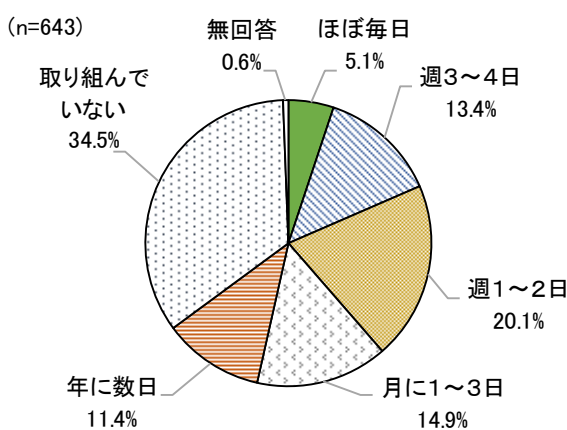
## 1 スポーツへの取組状況

1年間のスポーツへの取組頻度は、「週1～2日」以上が38.6%となっています。スポーツに取り組まなかった理由は、「忙しい・時間がない」が38.3%で最も多く、次いで「きっかけがない」が26.1%となっています。

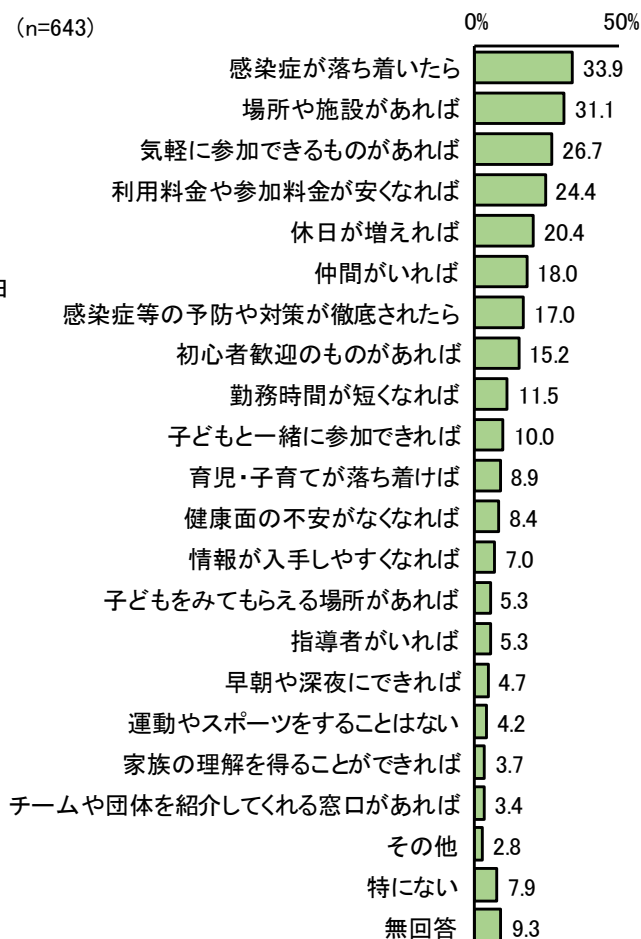
スポーツに取り組むための条件は、「感染症が落ち着いたら」が33.9%で最も多く、以下「場所や施設があれば」が31.1%、「気軽に参加できるものがあれば」が26.7%などとなっています。

※nは、有効回答数

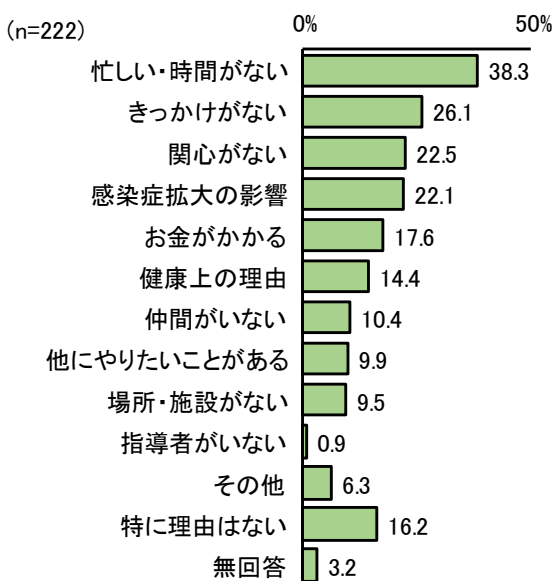
■ 1年間のスポーツへの取組頻度



■ スポーツに取り組むための条件



■ スポーツに取り組まなかった理由

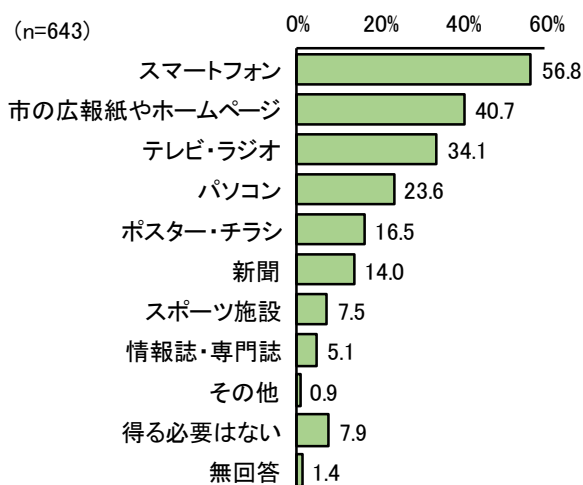


## 2 スポーツに関する情報

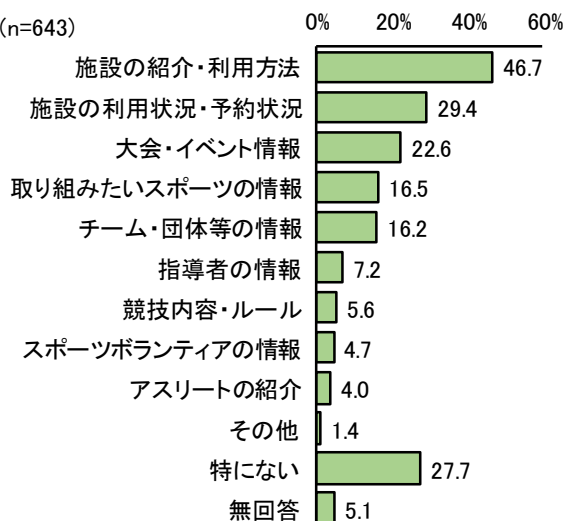
希望する情報入手手段は、「スマートフォン」が56.8%で最も多く、次いで「市の広報紙やホームページ」が40.7%となっています。

充実してほしい情報は、「施設の紹介・利用方法」が46.7%で最も多く、次いで「施設の利用状況・予約状況」が29.4%となっています。

■希望する情報入手手段



■充実してほしい情報

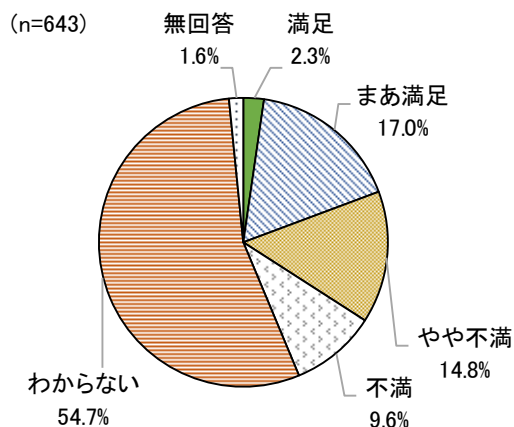


## 3 スポーツ施設の評価

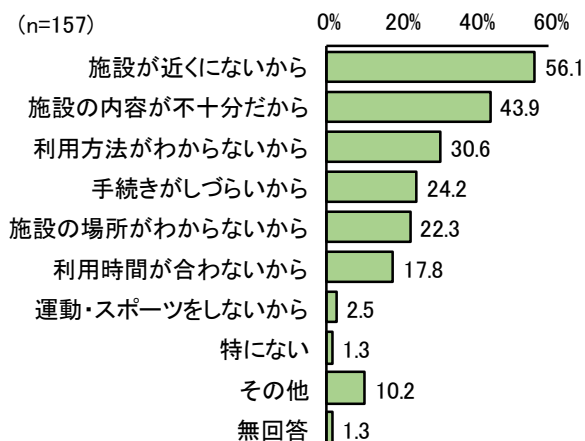
市内のスポーツ施設の評価は、「わからない」が過半数を占めています。「不満」と「やや不満」を合わせると24.4%となっています。

不満である理由は、「施設が近くにないから」が56.1%で最も多く、次いで「施設の内容が不十分だから」が43.9%となっています。

■市内のスポーツ施設の評価



■不満である理由



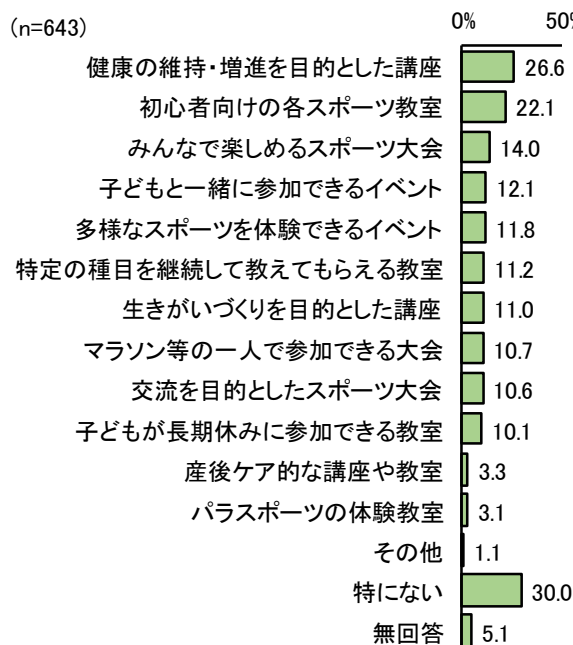
## 4 スポーツの参加意向

今後参加してみたいことは、「健康の維持・増進を目的とした講座」が26.6%で最も多く、次いで「初心者向けの各スポーツ教室」が22.1%となっています。

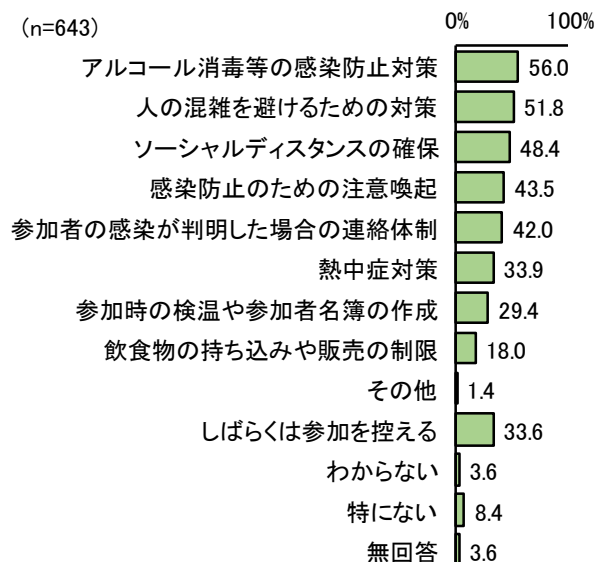
参加にあたっては、コロナ禍の中で気になることとして、「アルコール消毒等の感染防止対策」が56.0%で最も多く、次いで「人の混雑を避けるための対策」が51.8%となっています。

また、スポーツに関するボランティア活動について、「してみたい」が14.3%となっており、参加してみたい活動は「イベントや大会のボランティア」が59.8%で最も多く、次いで「地域のスポーツ活動の簡単な手伝い」が57.6%となっています。

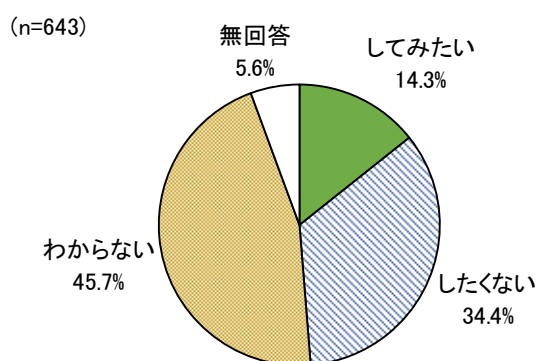
■ 今後参加してみたいこと



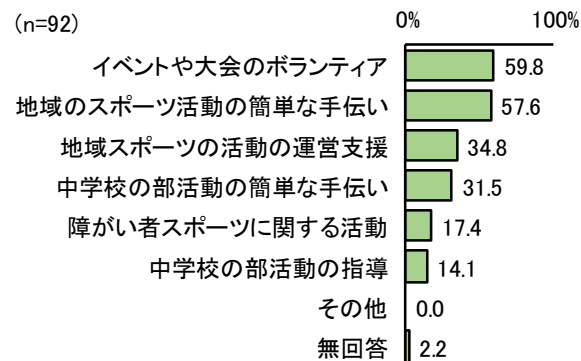
■ コロナ禍の中で気になること



■ ボランティア活動への参加希望



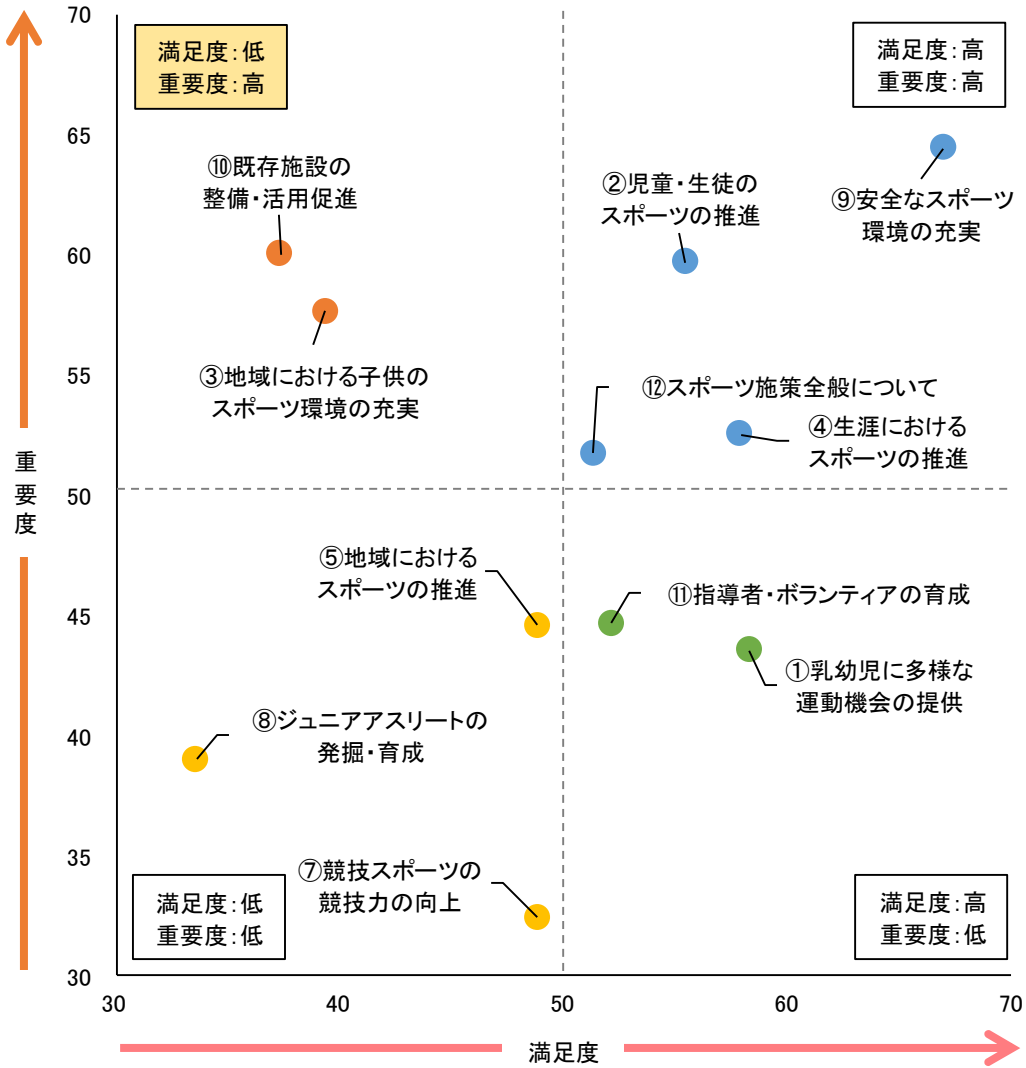
■ 参加してみたい活動



## 5 取組の満足度と重要度

次の図は「A. 現状」(満足度)と「B. 今後の重要度」を点数化して散布図に示したものであり、満足度が低く、重要度が高い最優先取組は、「⑩既存施設の整備・活用促進」、「③地域における子供のスポーツ環境の充実」となっています。

■取組の満足度と今後の重要度から見る取組の優先度



## 4 第1期計画の取組状況

本市では、第1期計画において、乳幼児期の子どもから高齢者、障がい者まで、すべての市民がスポーツを通じてつながり、目標や生きがいを育み、それぞれが思い描く夢や未来に向かってともに歩むことができるスポーツのまちを目指し、「夢のある心豊かな子どもの育成」、「誰もがいつまでも親しめる生涯スポーツの推進」、「ふじみ野から未来にはばたく人材の育成」、「いつでもどこでも楽しめるスポーツ環境の整備」の4つの基本方針のもとに各施策を展開してきました。

### 1 夢のある心豊かな子どもの育成

乳幼児期における多様な運動機会を提供するために、多年代親子教室など多岐にわたる事業を実施しました。

また、安全・安心の面では、すべての学校体育館の床面・トイレの改修が終了し、充実した施設となりました。



今後は、令和5年度から始まる部活動の地域移行について検討を進めるとともに、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

### 2 誰もがいつまでも親しめる生涯スポーツの推進



誰もができるスポーツとしてパラリンピックの正式種目でもあるボッチャの普及に努めました。

また、スポーツ推進委員、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域の団体、西武ライオンズや大東文化大学など協定を締結しているトップアスリートとの講習を行いました。

今後は、ボッチャについては体験型の事業推進から、競技スポーツとしても継続して取り組むことができる環境づくりを進めていきます。

また、部活動の地域移行について、地域スポーツ団体と連携・協議を進めます。



### 3 ふじみ野から未来にはばたく人材の育成



トップアスリートとの交流等を通じて、市民がスポーツの楽しさを実感し、競技スポーツへの興味・関心を持つことや参加意欲の向上を図るために、西武ライオンズや大東文化大学との連携事業を実施しました。

また、長期的な視点のもと、競技水準を向上し、トップアスリートを育成するために、全国大会等に出場する選手に宿泊費等を補助する「選手派遣費補助金」や施設利用料を半額にする「アスリート応援事業」を実施しました。

今後は、埼玉県内にある他のプロスポーツチームとの連携を模索し、スポーツを始めるきっかけづくりのサポートを検討します。



### 4 いつでもどこでも楽しめるスポーツ環境の整備

施設の老朽化への対応や施設管理、利用者への啓発など、ハード・ソフト両面における安全・安心の確保が求められていたことから、総合体育館及び第2運動公園を整備するとともに、既存施設を活用した事業の検討を進めました。



今後は、通常時の安全管理だけではなく、新型コロナウイルス等の感染症対策が必要です。

また、令和5年度から始まる部活動の地域移行に向けて、指導者やボランティアの育成が課題となります。

◇ふじみ野市立スポーツセンター総合体育館



◇ふじみ野市第2運動公園



◇第1期実施事業一覧

施策(★重点施策)			関連事業	今後の方向性	次期計画での位置づけ		
基本方針1-1	乳幼児の多様な運動機会の提供	★ 1-1-1	乳幼児期における遊びや運動の機会の提供	ママ&ベビー教室の実施 乳幼児事業における保護者への啓発	現状維持	基本方針1	親子で参加できる事業の充実 親子で参加できる事業の充実 子ども向け教室やスポーツ団体等の情報の充実
		1-1-2	子供の体力・運動能力の重要性に関する保護者の理解促進	乳幼児健康診査の実施 母子健康教育相談の実施	現状維持	基本方針1	子ども向け教室やスポーツ団体等の情報の充実
基本方針1-2	児童・生徒のスポーツ推進	1-2-1	子供のニーズに応える多様な取組の推進	スキルアップ教室の実施	拡充	基本方針1	多様なスポーツを体験できる機会の充実 中学生スポーツ支援事業 地域団体との連携による運動機会の提供
				埼玉西武ライオンズ協定事業の実施	拡充	基本方針2	包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進
				中高大学生対象ワークショップの実施	見直し	基本方針1	親子で参加できる事業の充実 子ども向け教室やスポーツ団体等の情報の充実
		1-2-2	小・中学校の体育活動・運動部活動への支援	小学校体育運営補助金の交付	現状維持	掲載しない	
				中学校体育運営補助金の交付	現状維持	掲載しない	
				スキルアップ教室の実施	拡充	基本方針1	多様なスポーツを体験できる機会の充実 中学生スポーツ支援事業 地域団体との連携による運動機会の提供
				部活動における地域指導協力者の普及	拡充	基本方針3	スポーツ指導者・ボランティア人材バンクの設置
				小・中学校体育施設の安全確保	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
				心肺蘇生法・AED等研修会の実施	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
				スポーツ指導者人材バンクの設置	拡充	基本方針3	スポーツ指導者・ボランティア人材バンクの設置
基本方針1-3	地域における子供のスポーツ環境の充実	1-3-1	子供のスポーツを通じた地域との連携	スキルアップ教室の実施	拡充	基本方針1	多様なスポーツを体験できる機会の充実 中学生スポーツ支援事業 地域団体との連携による運動機会の提供
				スポーツカレッジの実施	見直し	基本方針1 基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
				質実みそイミミング教室の実施	廃止	掲載しない	民間イミミングスクールと連携した事業の検討
				親子スポーツ教室の実施	拡充	基本方針1	親子で参加できる事業の充実
				総合型地域スポーツクラブ委託事業の実施	拡充	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進
				体育協会補助金の交付	現状維持	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進
				スポーツ少年団補助金の交付	現状維持	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進
				選手派遣費補助金の交付	現状維持	基本方針3	アスリート支援事業
		1-3-2	スポーツ指導者の養成及び資質向上	スポーツ指導者の育成	拡充	基本方針3	指導者・ボランティアの育成
				スポーツ指導者人材バンクの設置	拡充	基本方針3	スポーツ指導者・ボランティア人材バンクの設置
		1-3-3	地域における子供の多様な交流の場の提供	スポーツ指導者の育成	拡充	基本方針3	指導者・ボランティアの育成
				学校体育施設開放運営事業の実施	現状維持	基本方針4	施設の有効活用
				スポーツ少年団補助金の交付	現状維持	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進
基本方針2-1	生涯におけるスポーツの推進	2-1-1	障がい者のスポーツの推進	障がい者チャレンジスポーツ大会の実施	現状維持	基本方針2	インクルーシブスポーツの推進
				ふれあいスポーツ講座の実施	拡充	基本方針2	インクルーシブスポーツの推進
				グラウンド・ゴルフ場の管理	現状維持	基本方針2	
				県等からの情報提供の発信	拡充	基本方針4	情報発信の充実
				元気・健康フェアの実施	拡充	基本方針1 基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実 地域団体との連携による運動機会の提供 インクルーシブスポーツの推進
				フルディック・ウォーク事業の実施	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
		2-1-2	高齢者のスポーツの推進	親子スポーツ教室の実施	拡充	基本方針1	親子で参加できる事業の充実
				シニア元気塾	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
				スポーツカレッジの実施	見直し	基本方針1 基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
				スポーツ施設の安全確保	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
				県等からの情報提供の発信	拡充	基本方針4	情報発信の充実
				市民スポーツフェスティバル	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
				健康増進自主グループの活動支援	現状維持	掲載しない	
				新春ロードレース大会	拡充	基本方針1 基本方針2	親子で参加できる事業の充実 包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進
				ラジオ体操普及・促進	拡充	基本方針2	地域団体等との連携による運動機会の提供
				グラウンド・ゴルフ場の管理	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
長寿推進事業	現状維持	掲載しない					

## 第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

施策(★重点施策)				関連事業	今後の方向性	次期計画での位置づけ		
基本方針2-1	生涯におけるスポーツの推進	★	2-1-3	成人のスポーツの推進	市民スポーツ大会	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
					元気・健康フェアの実施	拡充	基本方針1 基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実 地域団体との連携による運動機会の提供 インクルーシブスポーツの推進
					ノルディック・ウォーク事業の実施	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
					ママ&ベビー教室の実施	現状維持	基本方針1	親子で参加できる事業の充実
					親子スポーツ教室の実施	拡充	基本方針1	親子で参加できる事業の充実
					元気健康ライフ塾	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
					スポーツカレッジの実施	見直し	基本方針1 基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
					市民スポーツフェスティバル	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
					運動指導事業	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実
					スポーツ施設の安全確保	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
					新春ロードレース大会	拡充	基本方針1 基本方針2	親子で参加できる事業の充実 包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進
					ラジオ体操普及・促進	拡充	基本方針2	地域団体等との連携による運動機会の提供
					生涯学習ガイドブックの発行	現状維持	基本方針4	情報発信の充実
					スポーツ情報の更なる充実	拡充	基本方針4	情報発信の充実
基本方針2-2	地域におけるスポーツの推進	2-2-1	地域のスポーツクラブ等との連携	総合型地域スポーツクラブ委託事業の実施	拡充	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進	
				スポーツ指導者の育成	拡充	基本方針3	指導者・ボランティアの育成	
				学校体育施設開放運営事業の実施	現状維持	基本方針4	施設の有効活用	
				スポーツ関係団体ネットワークの設置	見直し	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進	
		2-2-2	地域スポーツと高校・大学、企業等との連携	新春ロードレース大会	拡充	基本方針1 基本方針2	親子で参加できる事業の充実 包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進	
				入間東部地区駅伝競走大会	現状維持	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実	
				埼玉西武ライオンズ協定事業の実施	拡充	基本方針2	包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進	
				高校・大学等とのスポーツ協定の締結	拡充	基本方針2	包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進	
基本方針2-3	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたまちづくり	2-3-1	スポーツを通じた交流事業の推進	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた調査研究会の設置	完了		掲載しない	
				スポーツを通じた外国籍市民との交流	見直し	基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実	
基本方針3-1	競技スポーツの競技力の向上	★	3-1-1	トップスポーツと地域の連携・協働の推進	スポーツ指導者の育成	拡充	基本方針3	指導者・ボランティアの育成
					スキルアップ教室の実施	拡充	基本方針1	多様なスポーツを体験できる機会の充実 中学生スポーツ支援事業 地域団体との連携による運動機会の提供
					元気・健康フェアの実施	拡充	基本方針1 基本方針2	多様なスポーツを体験できる機会の充実 地域団体との連携による運動機会の提供 インクルーシブスポーツの推進
					埼玉西武ライオンズ協定事業の実施	拡充	基本方針2	包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進
					選手派遣費補助金の交付	現状維持	基本方針3	アスリート支援事業
基本方針3-2	ジュニアアスリートの発掘・育成	3-2-1	ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化	スポーツ少年団補助金の交付	現状維持	基本方針2	スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進	
				選手派遣費補助金の交付	現状維持	基本方針3	アスリート支援事業	
基本方針4-1	安全なスポーツ環境の充実	★	4-1-1	スポーツにおける安全の確保	スポーツ施設の安全確保	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
					学校体育施設開放運営事業の実施	現状維持	基本方針4	施設の有効活用
					新春ロードレース大会	拡充	基本方針1 基本方針2	親子で参加できる事業の充実 包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進
					スポーツ安全保険の普及・啓発	現状維持	基本方針4	施設の安全管理
基本方針4-2	既存施設の整備・活用促進	4-2-1	既存施設の整備	大井総合体育館等の大規模改修	完了	基本方針4	施設の安全管理	
				運動公園整備事業	完了	基本方針4		
				スポーツ施設の安全確保	現状維持	基本方針4	施設の安全管理	
				スポーツ施設におけるネーミングライツ	廃止		掲載しない	
		4-2-2	既存施設の活用促進	学校体育施設開放運営事業の実施	現状維持	基本方針4	施設の有効活用	
				体育館及び多目的グラウンドの一般開放	現状維持	基本方針4	施設の有効活用	
				有料公園スポーツ施設等の安全確保	現状維持	基本方針4	施設の安全管理	
				運動公園整備事業	完了	基本方針4	施設の安全管理	
広域連携による施設の有効活用	現状維持	基本方針4	施設の有効活用					
基本方針4-3	指導者・ボランティアの育成	4-3-1	指導者・ボランティアの資質向上	スポーツ指導者の育成	拡充	基本方針3	指導者・ボランティアの育成	
				スポーツ指導者人材バンクの設置	拡充	基本方針3	スポーツ指導者・ボランティア人材バンクの設置	
		4-3-2	指導者・ボランティアの積極的な登用	スポーツ指導者の育成	拡充	基本方針3	指導者・ボランティアの育成	
				スポーツ推進委員の育成	現状維持	基本方針3	スポーツ指導者・ボランティア人材バンクの設置	



## 5 スポーツの視点から見る本市の課題

### 1 子どものスポーツ環境の充実

- 子どものスポーツ環境を充実することは、アンケート調査において最優先取組の1つに挙げられています。
- 子育て世代にあたる30代では、子どもと一緒に参加できる環境が重要視されています。
- 本市では、若年人口の増加率が県内でも上位の水準で推移しており、子どものスポーツは重点的に充実すべき課題となります。
- 学校部活動の地域移行を推進する上では、子どもが希望する活動機会を確保するための環境整備が重要です。

上記の課題解決に向け、子どものスポーツの充実のために

**夢のある心豊かな子どもの育成《基本方針1》**に取り組めます。

### 2 誰もが気軽に取り組めるスポーツの推進

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、スポーツの取組頻度や充実度が低下していることが想定されます。
- アンケート調査では、スポーツに取り組まなかった理由として、忙しい・時間がない、きっかけがないといった理由が多くなっています。
- 健康の維持・増進、初心者向けの取組が求められており、感染症対策等を踏まえ、身近で気軽に取り組めるスポーツやみんなで取り組めるスポーツを充実していく必要があります。
- 2020東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展の視点から、共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進が求められます。

上記の課題解決に向け、誰もが気軽に取り組めるスポーツの推進のために

**誰もがスポーツに親しめる機会の充実《基本方針2》**に取り組めます。

### 3 スポーツを支える人材の育成

- スポーツを行う時間がない市民、また、きっかけがない市民が多くいる中で、スポーツに対する興味・関心を持つことができる取組が必要です。
- アンケート調査では、イベントや地域のスポーツ活動など、スポーツボランティアへの一定の参加意向があることから、人材の掘り起こしや地域のスポーツ活動に結び付ける取組を進めていくことが求められます。
- 学校部活動の地域移行を推進する上では、地域の中学校等の実情を踏まえて、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなど、多様な関係機関との連携・協力のもと、スポーツ人材の育成・確保や支援のためのネットワークの構築を進めていくことが重要です。

上記の課題解決に向け、スポーツを支える人材の育成のために

**地域スポーツにおける人材の育成《基本方針3》**に取り組みます。

### 4 スポーツ環境の整備

- アンケート調査では、既存施設の整備・活用促進が最優先取組の1つに挙げられています。
- 市内のスポーツ施設について、およそ4人に1人が不満又はやや不満と回答しており、利便性や設備面、利用方法等の理由が多く、多様なニーズに対応できる取組を充実する必要があります。
- 施設の紹介・利用方法、利用状況・予約状況などについて、スマートフォンなどの多様な媒体を活用した情報発信が求められます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、消毒や混雑回避の取組など、あらゆる場面での感染症防止対策を徹底する必要があります。

上記の課題解決に向け、スポーツ環境の整備のために

**安全に安心して楽しめるスポーツ環境の整備《基本方針4》**に取り組みます。

## **第3章 計画の基本的な考え方**



## 1 将来像

今後8年間の本市におけるスポーツ推進の基本的な考え方として、本市のスポーツを取り巻く現状及び課題を踏まえて、将来像を次のとおり定めます。

### スポーツに出会い 楽しみ つながるまち ふじみ野

本計画では、全ての市民が、人生の中で、「する」「みる」「ささえる」など、様々な角度でスポーツに親しむ・関わることを通して、スポーツが持つ力を、市民の健康増進やまちの活性化に活かしていくことを目指してきました。

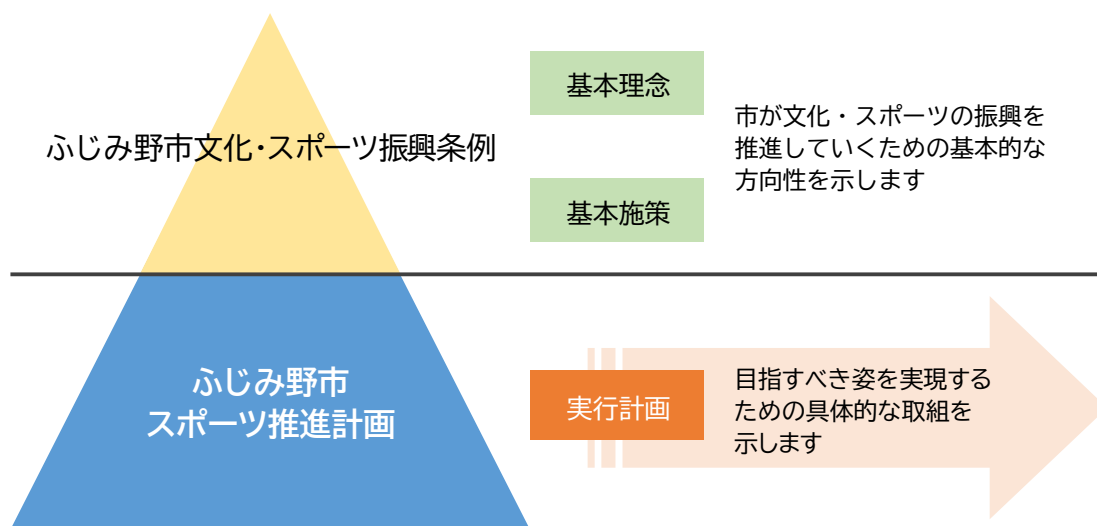
市民がスポーツに関わる場面は様々です。例えば、地元のスポーツ選手やチームを応援する、家族や友人とスポーツを楽しむ、スポーツ大会で勝負に挑む、自身の体力づくりや健康増進のためにスポーツをする、地域の行事でスポーツをして交流をするなど、市民一人ひとりに、それぞれのスポーツの楽しみ方、関わり方があります。

スポーツには、気分が晴れやかになったり、体力が向上するなど、自分自身への効果があるのはもちろんですが、スポーツで人々が集まり、まちなにぎわいが生まれたり、スポーツをすることで他人と仲良くなったり、地域の発展や交流など、様々な効果を生み出す力があります。

第2期計画では、本市では、スポーツを通じて様々な出会い、楽しみ、そしてつながるふじみ野を目指します。

## 2 施策体系

本市では、ふじみ野市文化・スポーツ振興条例の基本理念及び基本施策を具体的に取り組むために4つの基本方針を定め、目指すべき姿の実現に向け施策を展開します。



## スポーツ推進施策

基本方針	施策の方向性	施策
<b>1</b> 夢のある 心豊かな 子どもの育成	多様な運動・スポーツ機会の提供	子どもの運動・スポーツへの支援
		子どものスポーツ活動・運動部活動への支援 <b>重点施策</b>
	地域における子どものスポーツ環境の充実	子どものスポーツを通じた地域との連携
		子どもへの多様な交流の場の提供
<b>2</b> 誰もが スポーツに 親しめる 機会の充実	生涯におけるスポーツの推進	多様な市民スポーツの推進 <b>重点施策</b>
		障がい者スポーツの推進
		高齢者スポーツの推進
	地域におけるスポーツの推進	地域のスポーツクラブ等との連携
		地域スポーツと高校・大学、企業等との連携
		スポーツを通じた交流事業の推進
<b>3</b> 地域スポーツ における 人材の育成	指導者・ボランティア等の充実	指導者・ボランティア等の育成 <b>重点施策</b>
		指導者・ボランティア等の活躍の場の拡充
	競技力の向上	トップスポーツチームと地域の連携
		ジュニアアスリートの発掘・育成
<b>4</b> 安全に 安心して 楽しめる スポーツ環境 の整備	安全なスポーツ環境の充実	スポーツにおける安全の確保
		感染症対策の徹底
		情報発信の充実 <b>重点施策</b>
	施設の管理・活用	施設の管理・運営
施設の活用促進		





## 第4章 スポーツ推進施策



## 基本方針1 夢のある心豊かな子どもの育成

子どものスポーツ環境を整備することは、市の子育て施策の観点からも最重要課題の一つです。

近年、急激なデジタル化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、子どもの運動離れや基礎的運動能力の低下が進んでおり、今後は、学校教育等との連携を密にし、小中学生のスポーツ活動や運動部活動等を支援していく必要があります。

そのため、子どもの発達段階に応じ、スポーツを楽しみ、親しむことができる機会を充実し、すべての子どもがスポーツを通じて心豊かに成長し、夢を育むことができる環境の整備を進めます。

また、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者、スポーツ推進委員と連携・協力し、ふじみ野市の地域特性を踏まえた学校部活動の地域移行を推進していきます。

### □成果指標□

指 標	現状値 ＜令和4年度＞	目標値 ＜令和8年度＞
スポーツ事業参加者アンケートで「楽しかった」と答えた子どもの割合	-	90%
スポーツ事業で競技体験を実施した数	15種目	27種目

### 関連する SDGs(持続可能な開発目標)



## 施策の方向性1 多様な運動・スポーツ機会の提供

### (1) 子どもの運動・スポーツへの支援

子どもにとってスポーツは、生涯にわたりたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、人間形成に重要な役割を果たすものです。

乳幼児期においては、体を動かして遊ぶ経験はその後のスポーツに親しむ資質や能力の育成等に影響するという観点から、保健福祉分野と連携し、乳幼児期に様々なスポーツに触れる機会や体験する機会を提供します。

### (2) 子どものスポーツ活動・運動部活動への支援

全国体力・運動能力調査では、全国的に小中学生の体力低下が見受けられます。ふじみ野市の小中学生は一部種目で、国・県平均を下回っていますが、ほとんどの種目で平均を上回っています。しかし、全学年において、高い得点を出す児童生徒がいる一方で、低い得点の児童が多い状況です。普段からの運動習慣が結果に表れていると考えられますが、将来的な自身の健康づくりのためにも、運動習慣を身につけることが重要であることから、運動に取り組むきっかけづくりを進めます。

中学校の運動部活動においては、支援の拡充を図るとともに、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」などの内容を踏まえ、地域、学校、行政等が連携し、子どものニーズに応じた多様なスポーツを継続して実施できる環境を構築します。

主な取り組み
多様なスポーツを体験できる機会の充実【継続】
親子で参加できる事業の充実【継続】
中学生スポーツ支援事業の拡充【拡充】
小中学校体育連盟への補助金交付【継続】

## 施策の方向性2 地域における子どものスポーツ環境の充実

### (1) 子どものスポーツを通じた地域との連携

積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著になってきており、日頃、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実等が課題です。

そのため、子ども自身が体を動かすことの楽しさに触れ、進んでスポーツに取り組むためには、子どもたちの生活の場である地域でのスポーツ環境を充実する必要があります。

スポーツ推進委員による地域派遣事業や親子スポーツ教室等を推進し、子どもがスポーツに対する興味や意欲が高められるよう機会の充実を図ります。

### (2) 子どもへの多様な交流の場の提供

少子化や家族形態の変化、地域における人と人とのつながりの希薄化などに伴い、地域での交流の場が不足しており、今後、子どもたちが地域で健やかに成長するためには、地域における多様な交流の機会を充実する必要があります。

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携により、地域でのスポーツの機会を充実し、多様な交流の場を提供します。

主な取り組み
子ども向け教室やスポーツ団体等の情報の充実【継続】
地域団体等との連携による運動機会の提供【継続】

## 基本方針2 誰もがスポーツに親しめる機会の充実

急速なデジタル化や新型コロナウイルスの感染拡大等により、市民がスポーツに触れる機会や活動機会が減少しています。

本市では、高齢者の健康づくりや障がい者の活動、外国籍市民との交流など、市民の様々なニーズを把握し、個々の状況や特性、要望等に応じたスポーツ環境を整備していく必要があり、スポーツを通じた市民の健康づくりの推進するためには、日常生活の中で、自然と体を動かしたくなるきっかけづくりを推進します。

障がい者スポーツについては、平成31年3月に公表された「障害者活躍推進プラン」において、障がい者の社会における活躍推進に向けて重点的に進める7つの政策プランの1つとして「障害者のスポーツ活動推進プラン」が示され、障がい者が身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速化することとされています。

2020年東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展の視点からも、多様なスポーツとのふれあいを通じて、共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画を促進し、誰もがいつまでもスポーツに親しめる機会を充実します。

### ■□成果指標□■

指 標	現状値 ＜令和4年度＞	目標値 ＜令和8年度＞
インクルーシブスポーツを取り入れた事業の実施回数	3回	11回
高校・大学・企業等との連携事業の実施回数	8回	12回

### 関連するSDGs(持続可能な開発目標)



#### ※インクルーシブスポーツ

障がいの有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もがともに取り組むことができるスポーツ

## 施策の方向性1 生涯におけるスポーツの推進

### (1) 多様な市民スポーツの推進

性別、年齢、国籍、障がいの有無、経済的事情に関わらず、本市で暮らす多様な市民が、生涯にわたってスポーツを継続し、心身ともに健康で幸せな生活を営むことができるよう支援することが重要です。スポーツを広く市民に普及するために、市民スポーツ大会や元気・健康フェアをはじめとした総合的な取組のほか、忙しくても気軽に参加できる機会や子育て中の親が子どもと一緒に参加できる教室等を充実し、誰もがスポーツを身近に親しむことができる場を提供します。

### (2) 障がい者スポーツの推進

障がい者のスポーツを推進する上では、障がいのある人もない人もともにスポーツを楽しむことができる意識の醸成や環境づくりが重要です。

ボッチャやモルック等の誰もが簡単に取り組むことができるスポーツの普及をはじめとし、障がいのある人がスポーツを楽しむ機会を充実するとともに、障がいの有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もがともに取り組むことができるインクルーシブスポーツを普及することで、共生社会の実現を目指します。

### (3) 高齢者スポーツの推進

人生100年時代を迎え、高齢者が健康でいきいきと暮らすために、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくり、仲間づくり、介護予防の取組などの重要性が高まっています。

身近で気軽に参加することができるニュースポーツや介護予防の取組、ラジオ体操の普及など、健康保持・増進や生きがいづくりにつながる様々な活動機会の充実を進めます。

主な取り組み
多様なスポーツを体験できる機会の充実【拡充】
インクルーシブスポーツの推進【新規】
スポーツに関する情報の充実【継続】

## 施策の方向性2 地域におけるスポーツの推進

### (1) 地域のスポーツクラブ等との連携

より幅広い市民ニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築するためには、総合型地域スポーツクラブ等との連携強化を図る必要があります。

総合型地域スポーツクラブを中心とする地域のスポーツクラブや学校等との連携のもと、地域の実情や課題に応じた取組や支援の充実を図るとともに、市内のスポーツ関係団体等による横断的なネットワークの構築を進めます。

### (2) 地域スポーツと高校・大学、企業等との連携

地域の資源を最大限活用し、スポーツ環境の充実を進めていくには、地域のスポーツ環境の担い手となる市、スポーツ協会、各競技団体、学校、スポーツクラブ等の関係団体の連携や、教育、医療、介護、福祉等、スポーツに関係する市の各部局同士の連携を図る必要があります。

多様な関係団体等とのつながりを拡大し、スポーツを通じた特色ある地域づくりを推進します。

### (3) スポーツを通じた交流事業の推進

2020年東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展の視点から、スポーツを通じた国際交流や国際協力を通じて、本市のスポーツの普及・発展においても多様な取組の推進が期待されています。

スポーツを通じた国際交流を促進するとともに、外国籍市民のみならず、一般市民や国内外の様々な人々がふれあい、交流を深めることができる環境づくりを進めます。

主な取り組み
スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者と連携した事業の推進【継続】
包括連携協定を締結している高校、大学、企業等と連携したスポーツ事業の推進【継続】



## 基本方針3 地域スポーツにおける人材の育成

地域のスポーツ環境を充実するためには、地域におけるスポーツ指導者・ボランティア等の育成・確保が必要です。

本市では、スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツクラブ、スポーツ施設指定管理者、スポーツ推進委員等の関係機関等と連携・協力し、各地域において十分な人材の育成・確保に努めます。

また、スポーツ大会等における本市の選手の活躍は、多くの市民に喜びを与えるとともに、スポーツに対する興味や関心を高めるため、競技スポーツの育成環境や支援体制の更なる充実が期待されます。

そのため、トップアスリートやスポーツ専門関係団体・企業等との連携を強化し、教室や事業を実施することで将来的に本市から日本を代表し、世界で活躍するようなトップアスリートの輩出を目指します。

### ■□成果指標□■

指 標	現状値 〈令和4年度〉	目標値 〈令和8年度〉
指導者・ボランティア講習受講者の人材バンク登録率	-	40%
トップスポーツチーム・トップアスリートが参加した事業数	8回	12回

### 関連する SDGs(持続可能な開発目標)



## 施策の方向性1 指導者・ボランティア等の充実

### (1)指導者・ボランティア等の育成

市民のスポーツの振興や競技力の向上を図るためには、スポーツ指導者やボランティアなど多くの市民や関係者等の継続的な支援が求められますが、活動を支える指導者やボランティアの高齢化や固定化により、将来的な人材の確保が課題な状況です。

学校部活動の地域移行にあっても、子どもの多様なスポーツの機会を充実するための人材の確保が課題です。

スポーツに係る地域の団体や人材の連携促進により、地域の資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等の充実を図ります。

また、市民が気軽に参加するためには、市民とスポーツをつなぐ人材やネットワークが必要なため、これらの活動を支える担い手や団体の育成を進めます。

### (2)指導者・ボランティア等の活躍の場の拡充

市民のスポーツ活動を充実するためには、それらを企画・運営・コーディネートする人材や、地域の実態やニーズに応じた指導ができる人材を継続して育成し、主体的にスポーツ活動を支援することができる機会の拡充を図る必要があります。

「スポーツ指導者・ボランティア人材バンク」を設置し、スポーツ指導者・ボランティア等の発掘を行うとともに、スポーツ指導者・ボランティアの活躍の機会を増やします。

主な取り組み
スポーツ指導者・ボランティア講座の実施【継続】
スポーツ指導者・ボランティア人材バンクの設置【新規】

## 施策の方向性2 競技力の向上

### (1) トップスポーツチームと地域の連携

スポーツ基本法では、アスリートが、オリンピック競技大会やパラリンピック競技大会等の国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策について、相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならないと定められており、今後さらなるトップスポーツチームとトップアスリートとの連携が求められます。

トップスポーツや地域のスポーツクラブや関係団体等との連携により、住民の参加機運の向上を図るとともに、トップスポーツの推進に寄与する人材育成の充実を図ります。

### (2) ジュニアアスリートの発掘・育成

競技水準を向上し、トップアスリートを育成するためには、幼少期から中学生頃までのジュニア期において、長期的な視点に立ってアスリートを育てていくことが必要であり、個々のアスリートの特性や発達段階、学業とのバランスや本人のキャリア形成に配慮した適切な支援に努めることが重要です。

そして、ジュニアアスリートの発掘・育成を進めるためには、スポーツ指導者、スポーツ団体、保護者、学校等の多くの理解や協力を得る必要があるため、戦略的な支援体制の強化を図るとともに、協力体制を構築します。

また、ジュニア期における子どもの適正測定や「埼玉県ジュニアアスリート（彩の国プラチナキッズ）発掘育成事業」との連携等により、トップアスリート発掘事業の幅広い展開を推進します。

主な取り組み
トップスポーツチームを招いた事業の実施【継続】
アスリート支援事業【継続】

## 基本方針4 安全に安心して楽しめるスポーツ環境の整備

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等から、感染症対策の徹底をはじめとして、スポーツを安全に安心して楽しめる環境の整備が求められています。

感染症対策については、「ふじみ野市新型コロナウイルス感染症対策本部」において、適正・的確かつ迅速な行動を図るとともに、「新しい生活様式」を踏まえたイベント・事業等の開催に取り組みます。

市内のスポーツ施設をよく知っていただけるよう、施設の利便性の向上や設備の充実、利用方法の周知等、市民の多様なニーズに対応できるよう取組を充実します。

また、施設の利用方法やスポーツイベントの開催状況、指導者・ボランティア、スポーツ団体等の情報発信が求められており、SNS や HP などあらゆる手段を活用するとともに、市内の企業や団体等と連携して、情報発信に努めます。

### ■□成果指標□■

指 標	現状値 ＜令和4年度＞	目標値 ＜令和8年度＞
スポーツ施設の利用率	58.2%	60.5%
スポーツ施設ホームページの訪問者数	159,598人※	159,000人

※ホームページの訪問者数は、新型コロナウイルスに関連する休館情報等を令和2年度から令和4年度まで掲載していたため、一時的に訪問者数が伸びています。

### 関連する SDGs(持続可能な開発目標)



## 施策の方向性1 安全なスポーツ環境の充実

### (1) スポーツにおける安全の確保

スポーツ活動中の事故や外傷、傷害等の防止や軽減を図るためには、スポーツ器具等の安全性を確保することや、実技指導に当たるスポーツ指導者が、必要な知識・技術を習得して指導することが重要です。

施設・スポーツ器具等における安全性の確保については、施設管理者がスポーツ器具の定期的な点検や保管管理を実施するよう、様々な機会を通じて一層の配慮を促進します。

また、スポーツ医・科学の成果を地域スポーツの様々な場面で活用できるよう、スポーツ事故・傷害等に関するデータの整備・提供や、スポーツ推進事業においてスポーツ安全協会保険の普及・啓発を進めます。

### (2) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の命と健康を脅かすとともに、スポーツの分野にも深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症がもたらす危機に対し、国及び埼玉県の施策に加えて、市民に最も身近な市機関として、本市の地域特性を踏まえた対策を実施することが求められます。

### (3) 情報発信の充実

スポーツの「する・みる・ささえる」取組について、対象者に合わせた情報発信が求められています。施設やスポーツイベントの情報については、情報発信の方法について充実していきます。指導者・ボランティアやスポーツ団体について、市民に活動を周知し、情報発信を進めます。

主な取り組み
施設の安全管理【継続】
情報発信の充実【継続】

## 施策の方向性2 施設の管理・活用

### (1)施設の管理・運営

市民がスポーツに親しむ基盤づくりとして、身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境整備が重要です。また、近年の猛暑や豪雨、雷などの環境変化は、スポーツをする中での危険な状況となっています。

各施設の利用状況や市民ニーズ等を考慮しつつ、施設の管理・運営及び計画的な施設の改修を行うとともに、施設利用者の安全を守るための施設運営を行います。

### (2)施設の活用促進

市民がスポーツに親しむ基盤づくりとして、身近な地域でスポーツに取り組むことができる環境整備が重要です。

スポーツセンターや有料運動公園、学校体育施設について、利便性の向上や利用方法の周知等を行い、施設の有効活用及び他市町との施設の相互利用を促進します。

主な取り組み
施設の有効活用【継続】

## 第5章 計画の推進体制





## 1 推進すべきこと

### 1 市民の理解と参加の推進

スポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であり、国民が自主的、自律的に行うことができるよう推進することとされています。

本市では、スポーツを通じて、市民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツへの市民の関心と理解を深めるとともに、共助の精神を醸成しスポーツに対する市民の参加・支援を促進します。

### 2 関係者の連携・協働による一体的推進

スポーツの推進には、個人、スポーツ団体及び民間事業者その他の多様な主体による連携・協力が不可欠です。特に、今後はスポーツを支える人材の育成が必要です。

本市では、施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化・スポーツ振興課や保健・福祉分野、教育委員会等組織間の連携を強化します。

### 3 財源の確保と効率的・効果的な活用

スポーツの推進に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、寄附税制やスポーツ振興基金などを有効活用し、寄附文化の醸成を通じた民間資金の導入を進め、その効果的・効率的な活用を図ります。

### 4 情報発信・プロモーションの充実

市民の多様なスポーツ活動を活性化させるため、アクセスしやすい情報の発信が求められます。また、施設の利用方法やスポーツイベントの開催状況、指導者・ボランティア、スポーツ団体等の情報発信が求められており、SNSやHPなどあらゆる手段を活用するとともに、市内の企業や団体等と連携して、情報発信に努めます。

また、世代や障がいの有無、国籍に関わらず、誰もが情報が得やすいように情報のバリアフリーに努めます。

## 2 評価・見直し

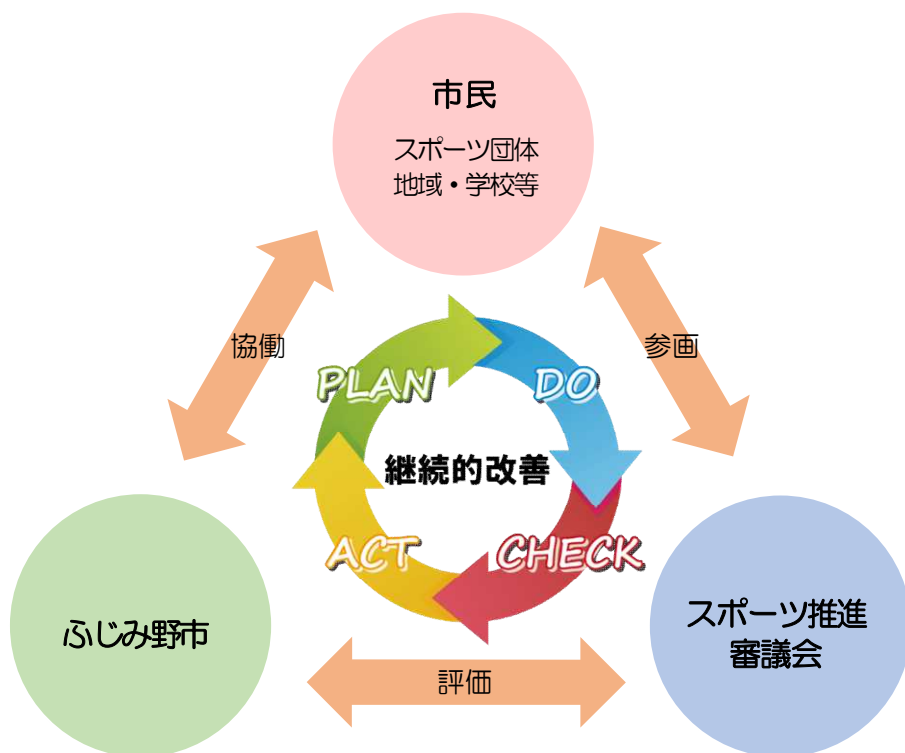
### 1 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況について定期的に庁内検証を行います。検証に当たっては、庁内組織の「スポーツ推進庁内委員会」及び外部組織の「スポーツ推進審議会」において毎年検証を行い、必要な施策の見直しを講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に反映します。

計画内容の見直しに当たっては、社会情勢やスポーツ界の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討します。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討し、市民に公表をするため、分かりやすく説明できるよう工夫します。

#### ■評価・見直し体制イメージ



# 資料編



## 1 策定経過

年月日	内容

## 2 ふじみ野市スポーツ推進審議会条例

平成 27 年 9 月 30 日  
条例第 34 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、ふじみ野市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (3) スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内で活動しているスポーツ活動団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係市機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

### 3 ふじみ野市スポーツ推進審議会 委員名簿

## 4 ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会設置要綱

平成 28 年 1 月 5 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 市におけるスポーツに関する施策の推進のため、ふじみ野市スポーツ推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) スポーツ推進計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) スポーツに関する施策及び事業の立案及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がスポーツの推進上、必要と認める事務に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員は、別表に掲げる課等の長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 委員会は、特定の事項について調査及び審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、別表に掲げる課等の副課長(相当職を含む。)の職にある者で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 第 4 条、前条第 1 項及び第 4 項、次条並びに第 8 条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。



(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月5日から施行する。

附 則(平成28年訓令第26号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

(平28訓令26・一部改正)

経営戦略室
広報広聴課
財政課
協働推進課
文化・スポーツ振興課
障がい福祉課
子育て支援課
高齢福祉課
保健センター
都市計画課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課

## 5 文化・スポーツ振興条例

### ふじみ野市文化・スポーツ振興条例

文化とスポーツは、人々の暮らしの質を高めていく上で大切な役割を果たしています。

文化は心の健康を保つものであり、スポーツは体の健康を保ちます。

双方は人々の精神と身体を活性化し、生きる意欲や活力を高めることにつながります。

さらには、新しい人間関係を築き、協働のまちづくりの機会を広げ、世代間の交流を深めていく上でも大切な意義をもっています。

ふじみ野市は、数多くの遺跡・史跡があり、特に街道や水運の要所として繁栄し、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史と伝統に支えられたまちです。

また、近年においては首都圏に近接した住宅都市として発展してきたことから、多様な文化やスポーツのニーズも多くあり、それに応えていくことも必要となります。

伝統的な文化の保存・継承、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、これからのふじみ野市の文化とスポーツの振興を推進していくことを目指します。

私たちは、ふじみ野市の文化とスポーツの発展に向けて努力することを決意し、この条例を制定するものです。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化及びスポーツの振興に関する基本理念を定め、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、もって市民一人ひとりの豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇等の芸術及び伝統芸能
- (2) スポーツ 運動競技、レクリエーション及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのもの
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (4) 地域団体 市内で活動する法人その他の団体

#### (基本理念)

第3条 文化及びスポーツの振興に関する基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を推進すること。
- (2) 市民及び地域団体の自主性及び創造性を尊重すること。
- (3) 市民が文化活動及びスポーツ活動により、潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備を図ること。

(4) 市、市民及び地域団体の相互の連携及び交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めること。

2 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び伝統を尊重するものとする。

3 スポーツの振興に当たっては、スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(基本施策)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる文化及びスポーツの振興に関する施策を行うものとする。

(1) 環境の整備及び機会の充実に関すること。

(2) 調査及び情報の提供に関すること。

(3) 人材の育成及び地域団体の支援に関すること。

(振興計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実施するため、振興計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市長は、文化及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、審議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

第2期ふじみ野市スポーツ推進計画

発行 令和5年3月

編集 ふじみ野市役所 市民活動推進部 文化・スポーツ振興課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL 049-262-8124

FAX 049-269-4774

URL <https://www.city.fujimino.saitama.jp/>